○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
薩摩川内市引水町字草道五八九二番一からいちき串木野市大里字上池田二四六番三まで	前	ＢＡ 八・二〇～一〇五・〇〇 一九・九一～四五四・八二	二七・〇二〇 二三・二五七	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 八・二〇～一〇五・〇〇 一九・九一～四五〇・〇〇	二七・〇二〇 二三・二五七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	薩摩川内市高江町字田中二二二九番一から同市都町字霜月田六六四七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月七日

○九州地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
薩摩川内市高江町字田中二二二九番一から同市都町字山口六六二六番五まで	一一・四〇～八六・六五	六・七七〇

四　指定する期日　平成二十七年三月六日

○北海道開発局告示第二十五号

釧路川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第二十三号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

北海道開発局長　岡部　和憲

（図面省略）

官庁報告

官庁事項

内閣は、地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を次のとおり公表する。

内閣

目次

策定方針
第一　通常収支分
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
(一)　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
(二)　歳入の概要
1　地方税
2　地方譲与税
3　地方特例交付金
4　地方交付税
5　国庫支出金
6　地方債
7　使用料及び手数料
8　雑収入
9　全国防災事業一般財源充当分
二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）
(一)　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
(二)　歳出の概要
1　給与関係経費
2　一般行政経費
3　地域経済基盤強化・雇用等対策費
4　公債費
5　維持補修費
6　投資的経費
7　公営企業繰出金
8　地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費
(三)　国庫支出金に基づく経費の総額
第二　東日本大震災分
（復旧・復興事業）
一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）
(一)　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
(二)　歳入の概要
1　震災復興特別交付税
2　国庫支出金
3　地方債
4　雑収入